

住まいと健康フォーラム

第2号

ニュース

'94.10.26

発信者 住まいと健康フォーラム事務局
〒108 東京都港区白金台4-6-1 国立公衆衛生院建築衛生学部
☎ 03-3441-7111 内277 FAX 03-3446-4314

ト ピ ッ ク

「住居衛生情報センター」を設置して本格的住居衛生対策 ——大阪府——

大阪府知事は、平成4年7月大阪府衛生対策審議会に「住居衛生に関する取り組み方の確立」について諮問し、審議を付託された衛生部会からは、学識経験者等による検討を経て、平成6年7月に答申が出された。諮問の背景は住宅の高気密化が進むなかでライフスタイルの変化と相まってカビ・ダニの発生によるアレルギー性疾患や有害物質を含有する化学製品による健康被害の恐れが大きくなったこと、住環境の影響を受けやすい高齢者人口が増加しつつあること、ダニ・カビ等の住居衛生に関する市民の苦情相談が増えている一方で、府における対策が保健所等で個別に行われているのみで、組織的な取り組みが不十分であること等にあった。住居衛生対策は当面、①室内空気環境、②給水、③排水・廃棄物、④ねずみ・衛生害虫・ダニ・カビ等、⑤照明・日照・騒音、⑥建材や殺虫剤等の化学物質に関する6項目としている。推進体制としては「住居衛生情報センター」機能の設置や保健所を中心とした啓発・相談・苦情処理体制の整備、関係機関との連携等が上げられている。住居衛生情報センターの機能としては文字通り情報収集、提供、研究調査、具体的対策の検討が上げられているが、さらに環境衛生監視員をはじめ、保健婦、ケースワーカー等の研修を予定している。関係機関との連携では研究機関、消費生活センター等各種機関が挙げられているが、小・中学校等の児童・生徒に対する住居衛生に関する教育の重要性を認め、教育委員会との連携も強めるとしている。情報提供のシステム化の方法として、「住居衛生情報センター」のデータベースを府民が直接利用可能なO-N-E-T24やFAX通信によるネットワーク化を提言している。

東京都においても「健康・快適居住環境対策検討委員会」が設置され、快適な住環境実現に向けて住宅診断を業務化する計画を平成6年6月に公表したが、引き続き大阪府の答申公表で、同様の検討を進めている他の各自治体の動きにもはずみがつきそうである。

94年公衆衛生学会総会演題の中から

「大阪の住宅改造の保健所・保健婦の役割（大阪市、堺市、東大阪市を除く）」

柳 尚夫（大阪府茨木保健所・医師）

大阪府下全保健所と保健婦（保健所及び市町村）に対し自記式アンケートを行い、住宅改造への取り組みの調査をした。府下の一部（15）市町村は平成4年度より、高齢者と重度身体障害者を対象とした住宅改造助成制度（モデル事業）を始めている。保健所の助成事業への協力は、モデル事業実施市町村の12/15である。協力の内容は会議への参加と事例紹介である。助成事業以外に保健所として住宅改造に関わる事業を行っているのは府下41市町村の内24である。内容は市民や関係者への啓発、ネットワークづくり、情報の橋渡し等である。市町村の老人保健計画の住宅改造の記載は、約半分の市町村にある。保健婦が住宅改造に関わっているのは府86.2%市65.0%であり、府の方が関わっている率は高い。

市では知識不足や保健婦の仕事になじまないとの意見がまだ一部にある。役割としての認識は、本人家族への提案や助言、福祉機器の導入というような直接サービスは、市の方が率が高く、家族内調整や専門職間の調整等のコーディネート機能は、府の方が高くなっている。つまり、保健所及び保健婦は、住宅改造の必要性と役割の認識は非常に高いが、知識と技術がそれにまだ伴っておらず、具体的な活動は充分ではなく、今後、経験の蓄積と研修等での知識、技術の獲得が是非必要であることがわかった。(第5分科会 5-33)

==== 懇親会の席から ====

設立総会の後に行われた懇親会の席で、ご出席の方からスピーチをいただきました。印象的な部分だけピックアップして、ご紹介させていただきます。スペースの関係で、御出席者全員のお言葉を掲載できませんが、スピーチをいただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
国立公衆衛生院 建築衛生学部長 池田耕一

ビル管理法があったおかげで、室内の空気環境に関しては世界的に見ても、これほどの監視体制を整えた国は他にありません。このことで日本は世界で一番進んだ国だと、私は常々強調しています。それと同じ時期に住居法というものについても、国会にかかろうとしていたのですが廃案になってしまいました。これは大変もったいないことでした。仮に住居法があれば、土地というものは単なる商品とならず一時のバブルの時のばかな土地の高騰も押さえられたのではないかと、惜しいことをしたと思っています。

住居法の制定というものが遠い将来の目標であるとしても、それに向かって一人一人が力を合わせてやっていけば、いつか出来るのではないかと期待しています。

武蔵野女子大学 講師 村松 學

公衆衛生院の建築物衛生コースと住居衛生コースは、昭和50年代に始まっているわけです。その間多くの行政の人達が卒業しているわけですが、それぞれ地元に戻ると、後の関係ができていく。ということで情報交換の場所がほしいということは、私もかねてから思っていました。ビル管理についてはだいぶ業績をあげました。次は今日諸先生方がお話しいただいたような住居に関する問題点の提起が重要でしょう。

岡山県立大学短期大学部教授 住居広士

建築と住まいと健康について、責任者がいないということを感じています。誰でもが関連しているにもかかわらず、本当の専門家が育っていないということで、今後こういうフォーラムを通して専門家が育つことが望まれ、そのために協力したいと思います。

信州大学 教授 入江建久

建物を造ることは健康を築く「健築」でなければなりません。「にんべん」が入るか入らないかの違いですが……。このことを私は毎日のように言っています。これは住まいの問題を取り上げられた小林陽太郎先生の名言です。

よく建築というのも、「にんべん」をつけて間違われることがあります。間違われると、これ幸いと、その話を出すことにしています。私は名前の方も建築の建なんですが、にんべんをつけて健康の健に間違えてくれた人には私の健康を祈っていると感謝することにしています。

このフォーラム以外にも、ご自分の職場や自治体などで、「住まい」や「健康」についての勉強会・研究会を、作られたり、入会されたりしている方が多いと思います。このコーナーではそんな会の報告をしてもらいたいと思います。第1回は東京都板橋区で作られている会の報告です。

板橋区「住まい」の研究会について

岸 啓之（東京都板橋区板橋保健所）

保健所には様々な専門職がおり、それぞれの立場から「地域」と「住まい」・「健康」に関わる公衆衛生の仕事をしています。しかし、連携して仕事をするということはあまりありませんでした。お互いの情報交換も少なく、何とかそれぞれの専門性を活かし、協力し、共に学び合いながら、「地域」と「住まい」という課題に取り組んでいきたいという思いがありました。このような思いが徐々に拡がり、賛同する仲間が集まり平成3年12月に会が発足しました。

会は人に優しく、いつまでも暮らし続けることのできる「住まい」・「まち」とはどのようなものかを基本テーマにしています。自分たちの専門性を活かしながら討議し、その成果を何らかの形で区政に反映させ、よりよい地域の形成と住民の暮らしの役にたちたいという、保健、福祉の分野の職員が中心となっています。職種では、医師、保健婦、作業療法士、理学療法士、事務職、環境衛生監視員など多彩な顔ぶれです。

研究会は年10回程度開催しています。活動の内容は講師を招いて討議する勉強会、住宅の見学、関連する講演会への参加などです。勉強会としては、板橋区の住宅条例をはじめ、高齢者の住宅問題、他の区の住まいと健康の取組について、住宅改造の事例研究、精神障害者と住宅問題などで、講師はそれぞれの分野で活動している方をお招きし行ってきました。

見学は、民間の可変住宅や区内にある福祉住宅ケアモデルルームやホスピスを見学しました。また、北欧のバリアフリーの実態を報告する講演会等にも積極的に参加し、得られた情報を会員で共有しています。

なお、研究会では会員の勉強の一助となるよう、図書や資料の収集にも重点を置いています。住宅問題や在宅ケア、終末医療、ホスピスなどについて80冊あまりの図書を購入し、会員に貸し出しています。今後も充実させていきたいと考えています。

今年は、何か1つでも会の成果を区政に反映させたいと話し合い区の職員提案制度を活用しようということになりました。これまでの2年間の活動を踏まえ、応募したところ3件の内2件が採用されました。詳細は省きますが、福祉機器のリサイクルとモデル住宅の提案です。これは自分たちの足元を見つめ、身近なところから考える研究会の自主的な活動が区の仕事としても評価されたということで、会員の励みにもなりました。これからも研究会でいろいろと話し合いながら、活動していきたいと思っています。

7月14日の日本経済新聞夕刊には、本フォーラムの紹介記事の掲載がありました。

アレルギー・がび・だに等の相談を受け保健所職員や研究者が、住まいの衛生に関する情報交換の場を全国の規模で設立し、住まいに関する情報発信の場とするという内容でした。

会員の声 — 入会申込書の中より —

ここでは、申込書の中から会に参加した動機、取り上げてほしいことをピックアップしました。

- ◆住まいの衛生は室内環境はもちろん、室内を造る建物、生活をする人間等についても知らなければならない。専門家の講演、他自治体の取り組みから、教科書には載っていない知識・情報の取得、交換ができればと思い会に参加しました。
- ◆住宅について、もっと柔らかく考えてみたい。
- ◆”住まいと健康”コースで学び、住居と健康には深い関連があると思い、また住居については、今の自分にとっても切実な問題のため、一緒に考えてみたい。
- ◆衣食住と言われながら、日本では住環境が余りにも貧しい。健康のみならずアメニティの面からも改善されていくことを望んでいる。
- ◆一般市民むけの本を出版したらどうでしょうか。住まいと健康に関する内容で家庭の主婦や中学生程度でもよくわかる本があればいいと思います。
- ◆現場での対応においては、比較的工夫できることが多いのだが、行政組織としての対策は、法に定められた業務、予算処置のされた業務に限られ限界がある。今後高度な理想を掲げるのであれば、行政組織の改編を含んだ取組が必要である。よって本フォーラムにおいて具体的な取組を定め、国・自治体等を動かすような働きをしていくべきであると思われる。意見交換だけでは、その思いは表面化しないだろう。

お知らせ

本フォーラムの運営費、フォーラムニュースの発行・送付は会員の寄付等で行っております。今回、郵便局に口座を設けましたので、ご活用お願いします。

口座番号：00180-4-576848

加入者名：住まいと健康フォーラム

発信者欄にお名前・ご住所・電話番号をお書きください。

フォーラムニュースは、皆様の情報交換の場です。こんな調査をした・こんな制度ができたなど、どんな事でも構いません。事務局にFAX等でご連絡下さい。誌上匿名を希望される方は、その旨お申し出下さい。

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277

FAX 03-3446-4314